

# 八幡浜市

## 地域クラブ活動整備方針

2025.10  
(2026.1 改訂)

八幡浜市教育委員会

## 目次

<b>I</b>	<b>八幡浜市地域クラブ活動整備方針</b>	
1	策定の趣旨	… 1
2	八幡浜市地域クラブ活動の位置付け	… 1
3	八幡浜市地域クラブ活動整備の目的、理念	… 2
<b>II</b>	<b>八幡浜市地域クラブ活動ガイドライン</b>	
1	八幡浜市地域クラブ活動の在り方	… 3
2	地域クラブ活動の円滑な推進に当たっての対応	… 3
	八幡浜市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱	… 6
<b>III</b>	<b>八幡浜市地域クラブ活動認定制度</b>	
1	八幡浜市地域クラブ活動認定制度の概要	… 10
2	八幡浜市地域クラブ活動認定制度 ※ 参照「認定地域クラブ活動<参考資料>」	… 10
3	認定の申請手続き及び認定期間	… 14
4	変更・休止・取消しの手順	… 14
5	地域クラブに関する提出書類 ※ 参照「八幡浜市認定地域クラブ活動<様式集>」	… 15
6	八幡浜市地域クラブの種類	… 16
7	八幡浜市地域クラブ活動場所	… 16
8	具体的支援体制	
(1)	公的支援	… 17
(2)	受益者負担	… 17
(3)	学校による支援	… 18
9	地域クラブ別支援体制一覧	… 19
	<b>認定地域クラブ活動&lt;参考資料&gt;</b>	
	<b>八幡浜市認定地域クラブ活動&lt;様式集&gt;</b>	
	※ <別冊資料> 中学校体育連盟登録等関係	

# I 八幡浜市地域クラブ活動整備方針

## I 策定の趣旨

社会・経済の変化等により、教育等に係る課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。少子化が進展する中、特に、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持が難しくなっており、八幡浜市も例外ではない。

その状況にあって、生徒たちの未来が豊かなスポーツ・文化的環境の中で支え続けられるよう、速やかに、運動・文化部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

本整備方針は、その抜本的改革を示した「八幡浜市立中学校の部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」（令和7年7月策定）及び「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月文部科学省）（以下、「総合的なガイドライン」という。）に則り、地域クラブ活動の整備に関して、基本的考え方や取組の方向等を示すものである。

## 2 八幡浜市地域クラブ活動の位置付け

### (1) 学校部活動地域展開の捉え方

本市は、「部活動の地域展開」を、単に「中学校部活動の地域移行」とは捉えず、「学校部活動の改革」と「地域における子供たちのスポーツ・文化芸術活動の環境整備」という二つの捉え方で、子供たちの活動を支援していく。

具体的には、

- 1) 「学校部活動の改革」を「教員が行う学校部活動」から「地域指導員と希望教員が行う地域クラブ活動」への転換
  - 2) 「既に組織されている民間クラブチーム、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ・文化教室及び市民や地域のニーズに対応した新たなスポーツ・文化活動」の環境整備
- の二つを充実させていくという考え方で進めていく。

### (2) 八幡浜市地域クラブ活動の対象

八幡浜市地域クラブ活動の整備は、中学校の部活動改革に合わせた取組として行うものであるから、主たる対象は中学生である。しかし、子供も大人も身近にスポーツや文化芸術に親しむ生涯スポーツ・生涯学習の振興の観点から地域クラブを中学生のみを対象とするべきではないと考える。

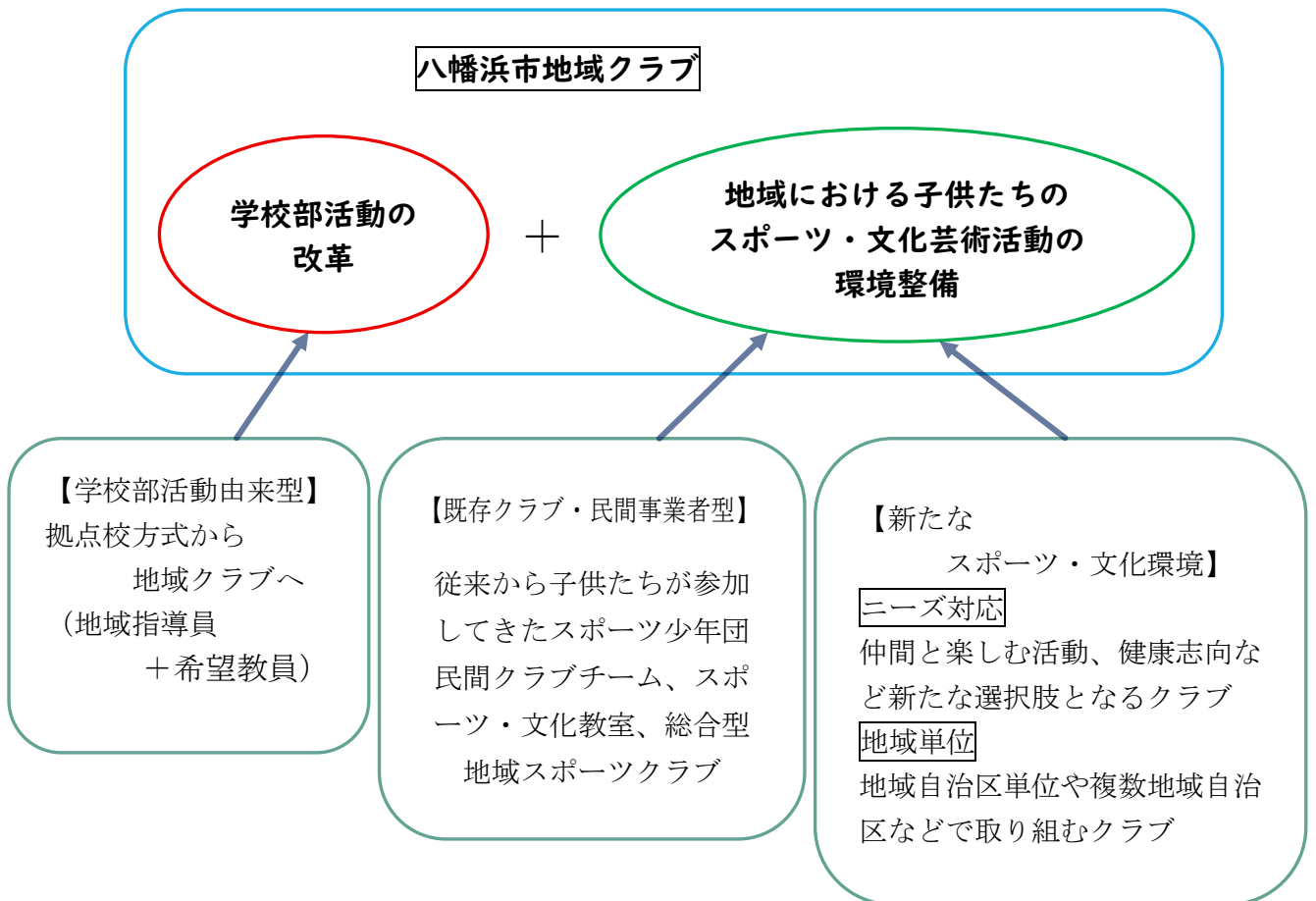
また、本市の12小学校においても、スポーツ・文化芸術の課外活動が成り立たない状況が見られていることから、幼少期から地域の活動に参加して、中学生以降の年代でも継続できるような活動環境の充実も視野に入れていく。

これらの考えから、幼児期や学童期の子供たち、学校部活動に所属している生徒、所属していない生徒、障がいのある生徒、高校生など、参加を希望するすべての子供を対象とする。

### (3) 八幡浜市地域クラブ活動の位置付け

本市では、地域クラブ活動のガイドラインを示し、それに沿った活動を行う団体を「八幡浜市認定地域クラブ」として認定する制度を設ける。そのことによって、適切な運営の推進を図り、子供たちの安全・安心な活動の確保と保護者の安心感につなげていく。併せて、従来の部活動で行われてこなかった分野も含めて、八幡浜市地域クラブとなる団体を広く募集し、認定団体を紹介・案内していくことにより、子供たちと多様な活動とのマッチングを図り、地域のスポーツ・文化芸術活動の振興につなげる。

#### 【八幡浜市地域クラブのイメージ】



### 3 八幡浜市地域クラブ活動整備の目的、理念

#### (1) 目的

少子化が懸念される状況にあっても、子供たちが将来にわたって多様なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保する。

#### (2) 理念

- 「八幡浜の子は八幡浜で育てる」をモットーに、子供たちの主体的で多様な「やってみたい」を支える。
- 子供の活動を支援することで、子供も大人も互いのウェルビーイングを高める。

## II 八幡浜市地域クラブ活動ガイドライン

### I 八幡浜市地域クラブ活動の在り方

八幡浜市地域クラブ（以下、「地域クラブ」）活動は、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出する取組であるとともに、スポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、本市の実情等に応じた適切な形態等で実施することとする。

本ガイドラインは、それらの取組を支え続けられるよう、抜本的改革を示した本市の方針及び総合的なガイドラインに則り、地域クラブ活動の整備に関して、基本的な考え方や取組の方向等を示すものである。

## 2 地域クラブ活動の円滑な推進に当たっての対応

### (I) 推進体制の整備

#### ア 教育委員会における体制整備

教育委員会は、検討委員会をはじめ、スポーツ団体・文化芸術団体、市校長会等との幅広い協議をとおして、定期的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

#### イ 運営団体・実施主体の役割分担

教育委員会は、改革の責任主体として、幅広い関係者との連携・協働の下、包括的な企画・調整を実施する。特に、豊かで幅広い活動につながる地域クラブになるよう、その認定制度や支援・指導助言等を丁寧を実施する。

地域クラブは、教育委員会の統括の下、実施主体として部活動地域展開事業の目的を忘れることなく、生徒の自主的・主体的な取組が見られるよう運営していく。

#### ウ 教育委員会・地域クラブと学校等との連携

- 教育委員会は、校長会・教頭会等の研修会等において地域クラブ活動の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。
- 教育委員会、学校及び地域クラブは、活動方針・活動状況等の情報交換を行い、生徒たちの成長につながる自主的・主体的な取組がなされているか、学校部活動が担ってきた教育的意義が継承・発展されているかなどを確認し合う。
- 教育委員会、学校及び地域クラブは、地域で実施されている地域クラブ活動の紹介や募集案内等を積極的に発信し、生徒が興味関心及び意欲を高めるよう努める。

また、学校は、年度末に「個人情報取り扱いについて」を新入生保護者に配布し、地域クラブ活動を含めた校内外での生徒たちの活躍を配信できるような環境を整える。

- 地域クラブは、総会等の場を活用するなどして、保護者との連携を図る。
- 地域クラブ活動の大会・試合等と学校行事が重複した場合、原則として学校行事を優先するが、保護者・本人及び地域クラブ指導者の大会参加への意志が強い場合は、校長の許可を得て公欠扱いとする。

## エ 関係団体等・大学・民間企業との連携

- 教育委員会は、幅広い関係団体等、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組む。
- 特に、指導者の確保・育成、活動場所等の確保、資金の確保等について協働で課題の解決に当たる。また、地域クラブの持続的な活動を目的とした民間企業等との協定締結など、地域を巻き込んだ連携体制を整えていく。

## (2) 各種課題への対応

### ア 運営団体・実施主体の整備等

教育委員会は、各実施主体を統括するとともに、組織体制・財政基盤の構築・強化、運営を担う人材の確保・育成など、運營業務の効率化、組織としての責任を明確にする。

### イ 指導者の確保・育成

- 教育委員会は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境及び文化芸術等に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有し、生徒・保護者両者から信頼される指導者を認定要件に従って確保する。
- スポーツ団体は、より多くの指導者が自ら公認スポーツ指導者資格取得を目指すような制度設計に取り組む。また、文化芸術団体等は、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を行う。
- 地域クラブの運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師や教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など様々な関係者から指導者を確保する。
- 教育委員会は、域内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備するなど、地域クラブの運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。
- 教育委員会は、地域クラブ活動での指導を希望する教師が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、適切な勤務管理について、別に定める「八幡浜市立学校の教師等が地域クラブ等に従事する場合における兼職兼業の手引き」を策定する。

### ウ 活動場所の確保

- 地域クラブは、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設だけではなく、地域の小・中学校や閉校施設も活用することができる。
- 平日の放課後、週末及び休日において、地域クラブが学校施設を活動場所として使用する場合は、生徒の移動の便宜や用具の保管等の観点から、地域クラブにおいて優先して活用できるようにする。また、学校以外の社会施設等についても、できる限り地域クラブが優先されるよう、市施設管理者及び

民営施設管理者に理解を図る。

- 教育委員会は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、地域クラブ活動の際の効果的・効率的な利用・管理ルール等を策定する。

## **エ 活動場所への移動手段の確保**

地域クラブの活動場所が、生徒の所属する中学校以外となる場合、活動場所への移動手段が必要となる。その際、障がいのある生徒等を含め、生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応が重要である。

## **オ 生徒の安全・安心の確保**

- 地域クラブの実施主体は、参加者の心身の健康管理、事故防止を徹底し、わいせつ行為、体罰、ハラスメントを根絶する。教育委員会は、適宜、指導助言を行う。

また、指導者による不適切な言動や仲間同士によるいじめなどの事案の早期発見を目指して、教育委員会教育支援室が取り組んでいる定期的な Web アンケート「やわたしはま元気ノート」を活用し、速やかな対応に当たる。

- 地域クラブ活動指導員は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。また、生徒の発達の個人差、障がいの有無、女子の成長期における体と心の状態など、生徒指導や合理的配慮に基づく指導等に関する知識を講習会等で習得する。
- けが等を補償する保険への加入など、安全管理・運営等については、本ガイドラインとは別に、「愛媛県部活動指導マニュアル」をベースに作成した「八幡浜市地域クラブ活動指導・安全管理マニュアル」で示す。
- 地域クラブ活動に取り組む時間については、国の総合的なガイドラインの下、適切な休養日等を設定する。

## 八幡浜市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省。以下本条及び次条において「ガイドライン」という。）に定める地域クラブ活動に関する認定制度に基づき、八幡浜市が地域クラブ活動の認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (認定要件)

第2条 八幡浜市が認定する地域クラブ活動（以下「八幡浜市認定地域クラブ活動」という。）の認定に当たり必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な休養日や活動時間が設定されていること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

2 教育長は、前項各号に掲げる認定要件を満たしているかどうかについて、ガイドライン別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」の別紙1「地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項」に基づき判断する。

3 第1項第4号に関する指導者の登録及び研修等については、ガイドライン別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」の別紙2「認定地域クラブ活動指導者」登録制度」に沿って、別途定める。

### (認定申請)

第3条 八幡浜市認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が、各実施主体の申請を取りまとめて、八幡浜市認定地域クラブ活動誓約書（様式第1号）、八幡浜市認定地域クラブ活動申請書（様式第2号）及び様式第2号に記載のある添付書類を教育委員会に提出することにより行うものとする。

2 教育長は、前項に規定する申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体又は実施主体（以下「申請者」という。）に対し、必要な書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第4条 教育長は、前条第1項に規定する申請があった場合には、速やかに審査し、及び必要に応じてヒアリング、現地確認等を行い、第2条第1項各号に規定する認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

2 八幡浜市が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条第1項各号に規定する認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は前項の認定を受けたものとみなす。

(認定の有効期間)

第5条 前条の規定により認定を受け、又は認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動（以下「八幡浜市認定地域クラブ活動」という。）の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までとする。

(認定又は不認定の通知)

第6条 教育長は、第4条第1項の規定による認定をしたときは、八幡浜市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

2 教育長は、第4条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、八幡浜市認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、八幡浜市認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第8号）を速やかに教育長に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合は、この限りでない。

(休止の届出)

第8条 八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止するときは、八幡浜市認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第9号）を速やかに教育長に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 認定地域クラブ活動の実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、八幡浜市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第10号）により、速やかに教育長に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 教育長は、八幡浜市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき。
  - (2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。
  - (3) 八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体から、前条の規定による認定取消しの申出があったとき。
- 2 教育長は、前項の規定により認定を取り消したときは、八幡浜市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第11号）により、八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体に通知するものとする。

（バス利用申請書の届出）

- 第11条 八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体は、地域クラブ活動への移動手段として市が運行する「浜っ子バス」利用を希望する生徒に対し、浜っ子バス利用申請書（様式第12号）を手交の上、取りまとめて教育長に届け出なければならない。
- 2 前項に規定する申請書の届出について、八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体が八幡浜市である場合においては、所属校が届け出るものとする。

（実績報告書の届出）

- 第12条 八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体（学校部活動から地域へ移行したスポーツ又は文化活動の拠点となる団体（以下「地域クラブA」という。）に限る。）は、当該実施主体の活動の実績を、毎月7日までに八幡浜市認定地域クラブ活動指導者実績報告書（様式第13号）により、教育長に届け出なければならない。

（収支予算書の届出）

- 第13条 八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体（地域クラブAに限る。）は、毎会計年度開始前に、総会の決議を経て、収支予算書を八幡浜市認定地域クラブ活動収支予算書（様式第14号）により、教育長に届け出なければならない。

（収支決算書の届出）

- 第14条 八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体（地域クラブAに限る。）は、毎会計年度終了後、速やかに監事の監査を経て、収支決算書及び監査報告を八幡浜市認定地域クラブ活動収支決算書及び会計監査報告書（様式第15号）により、教育長に届け出なければならない。

（対外運動競技・文化的活動行事参加承認申請書及び結果報告書の届出）

- 第15条 八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体（地域クラブA、柔道、水泳又は陸上競技に限る。）は、中学校体育連盟主催又は各連盟若しくは各協会主催の公式試合に参加する場合、対外運動競技（文化的活動）参加承認申請書（様式第16号）により、当該大会又は行事实施の7日前までに、その旨を教育長

に届け出なければならない。

- 2 八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体（地域クラブA、柔道、水泳又は陸上競技に限る。）は、前項に規定する大会又は行事の結果について、対外運動競技（文化的活動）参加結果報告書（様式第17条）により、当該大会又は行事実施後7日以内に、教育長に届け出なければならない。

（指導者推薦の届出）

第16条 八幡浜市認定地域クラブ活動の実施主体（地域クラブAに限る。）は、新たな指導者を認定地域クラブ活動指導者として配置しようとするときは、八幡浜市認定地域クラブ活動指導者推薦書（様式第18号）により、教育長に届け出なければならない。

（八幡浜市認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

第17条 教育長は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、八幡浜市認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（八幡浜市認定地域クラブ活動に対する支援）

第18条 教育長は、八幡浜市認定地域クラブ活動について、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒・保護者等に対する情報提供
- (2) 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用又は使用料の減免、指導者資格取得助成、生徒輸送手段の確保等）
- (3) 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 教育長は、地域クラブ活動が第2条第1項各号に掲げる認定要件のうち、第3号又は第6号を満たしていない場合であっても、令和9年3月31日までの間は、認定を行うことができるものとする。
- 3 前項に規定する場合においては、教育長は、当該地域クラブ活動の実施主体に対し、その活動の質の担保等のために必要な指導助言等を行うものとする。

### Ⅲ 八幡浜市地域クラブ活動認定制度

#### Ⅰ 八幡浜市地域クラブ活動認定制度の概要

「Ⅰ 八幡浜市地域クラブ活動整備方針」の3で示した「八幡浜市地域クラブ活動整備の目的、理念」等に沿う活動を行うスポーツ・文化芸術団体を認定制度に従って公募し、要件を満たした地域クラブを「八幡浜市認定地域クラブ」として呼称する。

このことにより、地域クラブ活動に参加する中学生の安全・安心な環境づくりや保護者の安心感の担保を図る。

なお、本市は、国の「総合的なガイドライン」及び県の「公立中学校の部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する愛媛県推進計画」（令和8年3月愛媛県）（以下、「愛媛県推進計画」）に基づき、認定要件及び認定手続き等を以下のとおり決定する。

#### 2 八幡浜市認定地域クラブ活動認定制度

##### 【認定要件及び確認事項】

- ① 「Ⅰ 八幡浜市地域クラブ活動整備方針」を遵守するとともに、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること〔活動の目標・理念〕

##### <確認事項>

- 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するものではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。
- 八幡浜市内に活動拠点を置き、原則、八幡浜市内の中学生を対象とし、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることがないこと。  
特に、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が多種多様な活動に対して主体的に取り組める活動であること。
- 地域クラブ活動に自由に加入及び退会できるよう、生徒や保護者に寄り添った指導・相談体制を整えること。（中学生のみを対象とする活動に限らず、中学生以外の世代と一緒にを行う活動も認める。）
- よりよい地域クラブ活動を目指して、児童生徒・保護者からの意見が反映されるよう、アンケート調査や定期相談などを実施すること。

- ② 適切な休養日や活動時間が設定されていること〔休養日・活動時間〕

##### <確認事項>

- 休養日  
<学期中>

週当たり2日以上の休養日（内、平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日〔以下「週末」〕は少なくとも1日以上）を設定すること。

ただし、週末に練習試合や大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。

〔参考〕学校部活動の休養日は、原則、水曜日と日曜日

<長期休業中>

長期休業中の休養日については、学期中に準ずる。ただし、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、地域クラブ活動以外の活動にも参加できるように、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設定すること。

※ オフシーズン期間：

8月11～15日（5日間）、12月29日～1月3日（6日間）

3月30日～4月3日（5日間）

<試験期間中>

定期試験期間（発表日から試験終了日前日）は、原則、活動を休止すること。

ただし、特に事情がある場合は、校長及び保護者の承認を得た上で行うことができるが、その際は、学校部活動休止の意味を踏まえて最小限の活動時間で行うこと。

<特別休養日>

入学式・始業式の日、その他学校行事や感染症関係で活動不可の日

○ 活動時間

できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を目指す。

<平日>

1日の活動時間は、2時間程度とする。

<学校の休業日（学期中の週末を含む）>

1日の活動時間は、3時間程度とする。

○ 活動計画に関する情報の共有

年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、八幡浜市教育委員会（以下、「市教委」という。）への報告及び保護者への周知を行うこと。

### ③ 活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること〔参加費等〕

○ 国・県が示す参加費を目安に、可能な限り低廉な参加費を設定し、地域クラブ活動への理解を深めるとともに、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境を整えること。

#### ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること〔指導体制〕

- 地域クラブ活動において、指導や指導補助、見守り等を行う保護者等の人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。

特に、指導人材による生徒への性被害防止のための日本版 DBS（犯罪証明管理及び発行システム）の活用を検討すること。

- 市教委が定める研修を受講し、登録された指導人材が活動に携わること。
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること。

また、複数の指導人材による指導が不可能な場合でも、定期的なアンケートや生徒・保護者へのヒアリングなどを定期的に行い、不適切行為の有無が確認できる相談体制をつくること。

#### ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること〔安全確保〕

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。

特に、学校施設を使用して行う場合、学校備品等の貸与等、学校からの支援体制に対して謙虚に受け止め、感謝の気持ちを持って、丁寧かつ安全な使用に努めること。

- 地域クラブ活動の運営団体（市教委）・実施主体（地域クラブ）、活動場所の管理主体（市教委と学校）との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること。

※ 別紙資料④参照「地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱い」

- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- 参加者及び指導人材が、自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること。

※ 参照 スポーツ安全保険

生徒 800 円 指導者（～64 歳） 1,850 円（65 歳～） 1,200 円

- 地域クラブは、保護者との連絡網を確立し、会員である生徒の出欠に関して確認を必ず行うこと。（※生徒輸送バス乗降車連絡アプリの活用）

## ⑥ 適切な運営体制が確保されていること〔運営体制〕

- 地域クラブにおいて、少なくとも、次の内容を含む規約又は会則等を作成しており、それに基づき適切な運営が行われていること。
  - ア 目的が記載されていること
  - イ 以下に準ずる役員の選任・解任に関する事項が記載されていること
    - ・正副代表
    - ・会計
    - ・監事
  - ウ 総会について記載されていること
  - エ 会員の入退会、参加費等について記載されていること
  - オ 予算・決算の審議・承認について記載されていること
- 「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠し公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示の機会（総会等）を設定すること。
- 地域クラブA・Bについては、営利を目的とせずに運営すること。  
参照「Ⅲ 八幡浜市地域クラブ活動認定制度」の「6 八幡浜市地域クラブの種類」
- 各競技団体（連盟や協会等）及び中学校体育連盟（地域クラブA、水泳、柔道）への登録（※1）や大会・コンクールへの参加申込を確実にを行うとともに、大会運営への協力を行うこと。
- 認定地域クラブ活動として認可された場合は、本市の地域クラブ活動に係る事業に協力すること。また、県・市の大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

※1 参照〈別冊資料〉 中学校体育連盟登録等関係

## ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

- 県広域連携システム運用への理解・協力が図れること。また、本市が設置している「浜っ子サークル銀行（団体登録）」「浜っ子人材銀行（個人登録）」に登録できること。
- 生徒の活動内容や活動実績について、当該生徒の在籍校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- 教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーションなどによる地域クラブ活動の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。
  - ※ 地域クラブ活動の拡充・継続のための積極的情報発信を行うために、学校が毎年行っている「個人情報取扱いについて」の内容を確認し、保護者の承諾の有無について互いに確認を行うこと。
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、教育委員会や学校との必要な連絡調整を行うこと。

## ※ 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

地域クラブ活動は、上記の認定制度に基づく認定を受けて活動することが基本となるが、認定されていない地域クラブ活動についても、中学生等を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められる。

特に、活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む）、いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底する。

### 3 認定の申請手続き及び認定期間

#### (1) 認定

地域クラブ活動の運営団体（本市の場合は、教育委員会）が、各実施主体（地域クラブ）の申請書等をもとに、認定要件に照らして審査し、必要に応じて現地視察や申請団体へのヒアリングを行ったうえ、教育長が認定の可否を決定し、「八幡浜市認定地域クラブ活動認定通知書（様式第6号）」又は「八幡浜市認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第7号）」を申請団体に通知する。

#### (2) 認定期間

- 認定地域クラブの認定有効期限は、最長3年の範囲内とする。また、認定地域クラブ活動指導者の登録有効期間は、最長4年の範囲内とする。ただし認定・登録の更新は妨げないものとする。
- 教育委員会は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行うとともに、不正があった場合等の認定取消しを実施する。

### 4 変更・休止・取消しの手順

認定地域クラブ活動指導者は、何らかの事由で申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は、「八幡浜市認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第8号）」を、また、活動を休止もしくは取消しせざるを得なくなった場合は、「八幡浜市認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第9号）」及び「八幡浜市認定地域クラブ活動認定取消しの届出書（様式第10号）」を教育委員会に提出する。

なお、その事由が解消し、再度、認定地域クラブ活動として活動再開が可能になった場合、初回同様、必要な申請手続きを行い、教育委員会の認定を受けるものとする。

## 5 地域クラブA（一部B・C）に関する提出書類

八幡浜市認定地域クラブA（一部B・C）の認定を申請しようとする団体は、提出日までに必要書類を添えて、教育委員会生涯学習課部活動地域展開担当者に提出する。

※ 地域クラブBの柔道及び地域クラブCの水泳と陸上は様式第2号別紙（浜っ子バスを利用する場合のみ）、様式第16号、第17号及び誓約書を提出する。

\*クラブ＝地域クラブ 市教委＝生涯学習課

様式	提出文書	送付順	提出方法	提出日
1	八幡浜市認定地域クラブ活動誓約書	*クラブ→市教委	データ	申請時
2	八幡浜市認定地域クラブ活動申請書	クラブ→市教委	データ	申請時
2別紙	八幡浜市認定地域クラブ活動計画書 及び浜っ子バス利用申込書 (クラブBの柔道及びクラブCの水泳、陸上も含む)	クラブ→市教委	データ	毎月末日 の5日前
3	八幡浜市認定地域クラブ活動指導者兼役員名簿	クラブ→市教委	データ	申請時
4	八幡浜市認定地域クラブ活動認定要件確認書	クラブ→市教委	データ	申請時
5	八幡浜市認定地域クラブ活動会員名簿	クラブ→市教委	データ	申請時
6	八幡浜市認定地域クラブ活動認定通知書	市教委→クラブ	1部	審査後
7	八幡浜市認定地域クラブ活動不認定通知書	市教委→クラブ	1部	審査後
8	八幡浜市認定地域クラブ活動変更の届出書	クラブ→市教委	データ	適時
9	八幡浜市認定地域クラブ活動休止の届出書	クラブ→市教委	データ	適時
10	八幡浜市認定地域クラブ活動認定取消しの届出書	クラブ→市教委	データ	適時
11	八幡浜市認定地域クラブ活動認定取消通知書	クラブ→市教委	1部	適時
12	浜っ子バス利用申請書	利用生徒（保護者） →学校→市教委	一人1部	申請時
13	八幡浜市認定地域クラブ活動指導者 実績報告書	クラブ→市教委	押印後 PDF送信 or 1部	毎月 7日まで
14	八幡浜市認定地域クラブ活動収支予算書	クラブ→市教委	データ	申請時
15	八幡浜市認定地域クラブ活動収支決算書 及び会計監査報告書	クラブ→市教委	押印後 PDF送信 or 1部	監査後
16	対外運動競技（文化的活動）参加承認申請書 (クラブBの柔道及びクラブCの水泳、陸上も含む)	クラブ→市教委	紙媒体 2部	大会前
17	対外運動競技（文化的活動）参加結果報告書 (クラブBの柔道及びクラブCの水泳、陸上も含む)	クラブ→市教委	データ	大会後
18	八幡浜市認定地域クラブ活動指導者推薦書	個人・団体→市教委	データ	適時
	誓約書（認定地域クラブ活動指導者全員）	クラブ→市教委	紙媒体	適時
参照1	地域クラブ活動規約（例）※ 様式任意可	クラブ→市教委	データ	申請時
参照2	「浜っ子バス」規程			
参照3	「浜っ子バス」運行計画表			

## 6 八幡浜市地域クラブの種類

地域クラブ活動を、活動組織の区分によって、以下の三つに分類する。

地域クラブ	区分	対象となる地域クラブ
地域クラブA (学校部活動 由来型)	学校部活動が 地域クラブ活動 に移行するもの	〔運動系〕 野球 サッカー バスケットボール 卓球 バレーボール ソフトテニス 剣道(八幡浜剣道会) 〔文化系〕 吹奏楽 美術 創造 VYS
地域クラブB (地域支援型)	市スポーツ協会 加盟の 地域クラブ活動	〔運動系〕 八西柔道会(柔道)〔中体連登録あり〕 八幡浜レスリング協会 八幡浜少林寺拳法協会 八幡浜市空手道連盟 八幡浜市合気道協会 ダンスフロム保内
地域クラブC (地域活動型)	市スポーツ協会 非加盟の 地域クラブ活動	〔運動系〕 八幡浜SC <水泳>〔中体連登録あり〕 八幡浜SSC<陸上>〔中体連登録あり〕 DANCE MORE 八幡浜校<ダンス> 〔文化系〕 八幡浜児童合唱団

## 7 八幡浜市地域クラブ活動場所

	学校施設	社会体育施設
学校部活動 ↓ 地域クラブA	〔保内中〕 未定 〔八幡浜中及びその周辺小学校〕 未定	〔スポーツセンター〕 未定 〔愛宕山テニスコート〕 未定
地域クラブB	〔八幡浜工業高校〕 八幡浜レスリング協会	〔市武道館〕 八西柔道会 〔保内中央体育館〕 八幡浜合気道協会 〔松蔭地区公民館〕 八幡浜少林寺拳法協会 〔江戸岡地区公民館〕 八幡浜市空手道連盟 〔保内別館、みなせ〕 ダンスフロム保内
地域クラブC	〔八幡浜南・宮内小学校〕 八幡浜SSC(陸上)	〔市民スポーツセンター〕 八幡浜SC(水泳) 〔宮内地区公民館他〕 DANCE MORE(ダンス) 〔松蔭地区公民館〕 八幡浜児童合唱団

## 8 具体的支援体制

### (1) 公的負担（市が負担または補助するもの）

- (ア) 指導者（地域指導員及び希望教員）への報酬  
第2・3回検討委員会で検討 → 今後も検討を継続していく。
- (イ) 指導者資格取得の経費  
スポーツ活動助成事業を活用し、地域指導員に必要な公認スポーツ指導員資格取得のための経費を助成する。  
〔参照〕 スポーツ活動助成事業に関する内規(3)  
公認スポーツ指導員等の資格取得「資格取得に要した受験料又は受講料の額と50,000円のいずれか低い額を助成する。」
- (ウ) 県中体連南予支部負担金・全南予総合体育大会分担金  
〔参照〕 令和7年度負担金26,000円 分担金66,300円
- (エ) 中体連県・四国・全国総体及び県・四国大会等経費  
〔参照〕 令和7年度実績分
- 大会参加費 出場生徒一人1,000円（総体・新人総体）
  - 食料費（生徒・部活動指導員分）1回700円×必要回数
  - 交通費（※市教委作成の交通費算定表を活用した計算）
  - 宿泊費規定料金（県内7,550円 県外8,000円 四国外10,000円）
- ※ 各経費申請は、様式17により、学校教育課担当者にメールで提出する。  
また、大会後は結果報告を様式18にてメール送信する。
- (オ) 市内施設使用料の見直し  
有料施設使用料（市民スポーツセンターなど）の見直しなど
- (カ) 生徒輸送バスの利用〔対象：地域クラブA〕  
中学校から地域クラブ活動場所までの移動が必要な生徒に対して、市は交通手段の確保に努める。  
利用者の保護者は、「浜っ子バス」規程（様式集「参照2」）を確認し、「八幡浜市認定地域クラブ活動計画書及び浜っ子バス利用申込書（様式第13号）」を提出する。
- (キ) 市スポーツ協会加盟団体活動補助金〔対象：地域クラブBのみ〕  
市スポーツ協会に加盟している団体として活動補助金を助成する。
- (ク) その他  
八幡浜市外に拠点を置く地域クラブに所属する者で、八幡浜市に住所を有する者に対する公的支援については、「八幡浜市スポーツ協会活動助成事業実施要綱」に従い、条件を満たす者に助成する。

### (2) 受益者負担（個人が負担するもの）

- (ア) 協会・連盟（中体連以外）関係の大会に係るすべての経費
- 大会参加費
  - 交通費（保護者やバスによる輸送費）
  - 補食費

- 宿泊費
- (イ) 用具類購入費
  - 練習時に使用する用具類の購入費
  - その他必要な経費
- (ウ) 市外の施設使用料  
他の市町の有料施設使用料
- (エ) 協会・連盟登録料  
各協会・連盟への登録に係る費用
- (オ) 保険料 ※ 加入を必須とする。  
(例) スポーツ安全保険 生徒一人 800 円  
指導者一人(～64歳)1,850 円 (65歳～)1,200 円
- (カ) ユニフォーム・練習着購入費

### (3) 学校による支援

- (ア) 用具・備品類の使用  
活動場所として学校施設を使う場合、各学校部活動及び学校備品として使用していた(している)用具・備品類の使用を許可する。  
ただし、学校行事や授業等における使用を優先とする。  
また、学校の用具・備品等を破損した場合は、学校長に報告し、教育委員会へ報告・相談し支持を仰ぐ。
- (イ) 施設利用  
地域クラブ活動として行う学校施設を利用できるよう許可。ただし、学校行事や授業等における使用を優先とする。
- (ウ) 既存ユニフォームの使用許可(使用できる場合)  
地域クラブ設立時において、両中学校の既存ユニフォームを継続使用できる場合、その使用を許可する。
- (エ) 部活動振興費免除

<p>ア 学校部活動に所属しない生徒〔地域クラブに所属する生徒〕 <b>部活動振興費は徴収しない。</b></p> <p>イ 学校部活動に所属する生徒 (ア) <u>年間通して学校部活動に所属する生徒</u> <b>部活動振興費を徴収する。</b></p> <p>(イ) <u>年度途中より地域クラブに所属する生徒</u> <b>地域クラブに所属する前月まで、部活動振興費を徴収する。</b></p>
--

## 9 地域クラブ別支援体制一覧

### <地域クラブA（部活動が地域クラブに移行するもの）への支援一覧>

	地域クラブA（部活動由来型）		
	公的支援	受益者負担	学校支援
1 指導者報酬	検討中	有	
2 指導者資格取得助成	有		
3 中体連登録料	-	-	-
4 中体連大会参加費及び経費補助	有		
5 中体連南予支部負担金	有		
6 全南予総体分担金	有		
7 市内施設使用料	有（減免措置）		
8 生徒輸送	有	有	
9 協会・連盟登録料		有	
10 協会・連盟大会等経費		有	
11 市外施設使用料		有	
12 ユニフォーム購入費		有	有（現部活動使用のもののみ）
13 保険料		有	
14 用具類（ボールなど）		有	有（現部活動使用のもののみ）
15 学校備品（ネットなど）	要相談	要相談	要相談
16 学校施設利用			有
17 部活動振興費（後援会費）			※

### <地域クラブB（市スポーツ協会加盟の地域クラブ活動）への支援一覧>

	地域クラブB（地域支援型）		
	公的支援	受益者負担	学校支援
1 指導者報酬	-	-	-
2 指導者資格取得助成	有		
3 中体連登録料	-	-	-
4 中体連大会参加費及び経費補助	有（八西柔道会のみ）		
5 中体連南予支部負担金	有（八西柔道会のみ）		
6 全南予総体分担金	有（八西柔道会のみ）		
7 市内施設使用料	有（減免措置）		
8 生徒輸送		有	
9 市スポーツ協会加盟 団体活動補助金	有		
10 認定地域クラブ活動 補助金	有		
11 協会・連盟登録料		有	
12 協会・連盟大会等経費		有	

13	市外施設使用料		有	
14	ユニフォーム購入費		有	
15	保険料		有	
16	用具類（ボールなど）		有	有
17	学校備品（ネットなど）	要相談	要相談	要相談
18	学校施設利用			有
19	部活動振興費（後援会費）			有（全額免除）

**<地域クラブC（市スポーツ協会非加盟の地域クラブ活動）への支援一覧>**

	地域クラブC（地域活動型）		
	公的支援	受益者負担	学校支援
1 指導者報酬		有	
2 指導者資格取得助成	有		
3 中体連登録料	-	-	-
4 中体連大会参加費及び経費補助	有 (八幡浜 SSC&八幡浜 SCのみ)		
5 中体連南予支部負担金	有 (八幡浜 SSC&八幡浜 SCのみ)		
6 全南予総体分担金	有 (八幡浜 SSC&八幡浜 SCのみ)		
7 市内施設使用料	有（減免措置） ※要相談		
8 生徒輸送		有	
9 協会・連盟登録料		有	
10 協会・連盟大会等経費		有	
11 市外施設使用料		有	
12 ユニフォーム購入費		有	
13 保険料		有	
14 用具類（ボールなど）		有	
15 学校備品（ネットなど）	要相談	要相談	要相談
16 学校施設利用			有
17 部活動振興費（後援会費）			※

※ 中学校における部活動振興費（後援会費）についての取決め

（地域クラブA・B・C共通事項）

- 一 中学校は、「学校部活動（拠点校方式部活動を含む）」の形である期間は、部活動振興費（後援会費）の徴収を行う。
- 一 中学校は、当該生徒が「学校部活動（拠点校方式部活動を含む）」と「他の地域クラブ」の両方に所属している場合、部活動振興費（後援会費）の徴収を行う。
- 一 中学校は、当該生徒が「地域クラブ」のみに所属している生徒、あるいは「学校部活動（拠点校方式を含む）」や「地域クラブ」に所属していない生徒の場合、部活動振興費（後援会費）の徴収は行わない。

# 認定地域クラブ活動

< 参考資料 >

## 目次

- 地域クラブ活動に関する認定制度（別冊資料①） … 1
- 地域クラブ活動に関する認定制度における「2. 認定要件」の具体的な確認事項  
（別紙1） … 8
- 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度 … 13
- 地域クラブ活動の「運営団体」と「実施主体」の役割分担 … 16
- 地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険  
の取扱いについて … 17

# 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」

## 別冊資料① 地域クラブ活動に関する認定制度

### 1. 定義・呼称

- 本ガイドラインに示す認定要件及び認定手続等(下記2. 及び3.)に基づき、対象となる公立の中学校(義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程を含む。)及び特別支援学校中学部(以下「中学校等」という。)を設置する市区町村等(一部事務組合及び中学校等を設置する都道府県を含む。以下同じ。)が、中学校等の学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動を「認定地域クラブ活動」という。
- 市区町村等が自ら運営団体・実施主体※1となり、本ガイドラインに示す認定要件(下記2.)に沿って地域クラブ活動を実施する場合(市区町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合も含む。)には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなし、これも「認定地域クラブ活動」と呼ぶこととする。

※1 各地域クラブ活動を統括する団体を「運営団体」、個別の地域クラブ活動を実際に行う団体を「実施主体」という。以下同じ。

### 2. 認定要件(具体的な確認事項は、別紙1参照)

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

### 3. 認定手続等

#### (1) 認定に当たっての留意事項

- 市区町村等は、平日・休日を通した活動を包括的に企画・調整した上で、部活動の地域展開の方針を示す推進計画等を策定する。
- 推進計画等の策定に当たっては、市区町村等が、公立の中学校等の生徒数や生徒のニーズ、活動場所となる施設の状況等の地域の実情を踏まえ、認定する地域クラブ活動の数や競技種目等を定めるとともに、以下の観点等を考慮し、各地域クラブ活動の参加対象となる生徒の居住する対象区域を定める。
  - ・ 地域の子供たちは地域で育てるという意識の下で地域の関係者が連携して活動を支えること
  - ・ 生徒の在籍する中学校等との連携を図ること
  - ・ 活動場所への移動に過度な負担が生じないように配慮すること
  - ・ 充実した活動とするために競技種目等に応じて過多・過少な人数とならないよう適切な参加人数の規模にすること
- 対象区域は、中学校区単位で加入する地域クラブ活動が明確になるように、例えば、単一の中学校区、複数の中学校区、当該市区町村の一部などとする考えられる。また、本ガイドラインで示す部活動改革の理念や基本的な考え方等を踏まえ、例えば、十分な参加人数を見込めない場合や生徒のニーズに応じた多種多様な体験の機会を提供する活動※1の場合等には当該市区町村の全域を対象区域として定めることや、複数の市区町村が広域連携の取組を進め、複数の市区町村を対象区域として定めるなど柔軟に対象区域を定めることも考えられる※2。
- 市区町村等は、推進計画等に基づき、2.「認定要件」を満たすスポーツ・文化芸術活動を認定する。なお、各認定要件を満たしているか否かについては、市区町村等が、別紙1の具体的な確認事項を踏まえ判断する。その際、2.「認定要件」は、個別の地域クラブ活動に関する事項（活動目的・理念、活動時間・休養日、参加費等）や地域クラブ活動を実施する団体の体制に関する事項（指導体制、安全確保、運営体制、学校等との連携）を定めていることから、原則として、地域クラブ活動の実施主体を審査対象として判断する。ただし、運営団体と実施主体が担っている役割※3は、地域の実情に応じて多様な実態があることから、必要に応じて、運営団体・実施主体を全体として評価し、審査対象として判断する（以下、審査対象は、「地域クラブ活動の実施主体等」という）。

○ 市区町村等が、地域の実情に応じて、2.「認定要件」に加えて独自の要件を設けることも考えられるが、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえ、生徒の活動機会が十分に確保されるよう留意すること。

○ 都道府県は、市区町村又は一部事務組合に対して、地域クラブ活動に関する認定制度が当該都道府県において円滑に整備・運用されるように、必要な指導助言を行うとともに、複数の市区町村による広域連携の取組が必要な場合には、市区町村同士の協議の場を設けるなど、必要な支援を行う。

※1 一つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、一つのクラブにおける多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動等が考えられる。

※2 各競技種目等への参加人数の見込みを踏まえて、各競技種目等に応じた対象区域を定めることも考えられる。また、複数の市区町村が広域連携の取組を進め、複数の市区町村を対象区域として定める場合、地域の実情によっては、隣接する他の都道府県の市区町村と広域連携の取組を行うことも考えられる。

※3 一つの団体(体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等)が運営団体と実施主体の両者の役割を兼ね備える場合も多いところ、そうした場合には、運営団体は管理部門、実施主体は実施部門をそれぞれ担う団体内の部署・機能として捉えられる。運営団体、実施主体、地域クラブ活動の役割分担や相互の関係性については、本ガイドラインのⅢ1(2)及び別冊資料②を参照。

## (2) 認定手続

○ 認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体※1が各実施主体の申請をとりまとめて、市区町村等に対し、申請書、誓約事項を記載した書類(申請書に誓約事項を付記することも可能)、活動計画書、規約その他市区町村等が必要と認める書類等(以下「申請書等」という。)※2を提出することにより行う。

○ 認定の申請の際に提出を求める書類において、地域クラブ活動の実施主体等が、申請書等に記載した内容に沿って活動を実施すること、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じた場合は速やかに報告すること、市区町村等からの指導助言等に対して真摯に対応することを誓約する項目を設ける。

○ 市区町村等は、提出された申請書等に基づき、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ審査を行い、2.「認定要件」を満たすものと認める場合には認定を行う。認定に当たっては、必要に応じて、本ガイドラインに基づき設置した協議会等の意見を聴くことも考えられる。

○ なお、活動の開始に先立って認定を行う必要が生じることも想定されることから、申請書等に基づき、条件付きでの認定(以下「仮認定」という。以下同じ。)を行い、活動開始後、一定期間内に活動状況の報告やヒアリング、現地確認等により、申請書等に記載された内容が適切に履行されていることを確認するなどの対応も可能とする※3。

※1 市区町村等が運営団体の場合には、実施主体が直接市区町村等に対して申請書等を提出する。なお、上記のとおり、市区町村等が運営団体・実施主体の双方を兼ねる場合には、その地域クラブ活動は認定を受けたものとみなすこととしている。

※2 国において、申請書等のひな型などを示す予定。

※3 申請書等に記載された内容が適切に履行されていることが確認された場合には、仮認定が正式な認定となる。

### **(3) 認定の有効期間**

○ 認定の有効期間は、最長3年間(認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末(認定の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々年度末))の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定する。

## (4) 指導助言等

- 市区町村等は、定期的な報告やヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を適宜把握し、申請の際に行われた誓約に基づき、必要な指導助言等を行う。
  
- 市区町村等は、認定地域クラブ活動が以下に該当する場合は、その実施主体等に対し、必要な指導助言等を行う。
  - ・ 2.「認定要件」を欠くに至ったと認めるとき
  - ・ 法令又は規約等に違反していると認めるとき
  - ・ 運営が著しく適正を欠くと認めるとき
  
- 市区町村等は、認定地域クラブ活動が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消す。
  - ・ 不正な手段等により認定を受けたとき
  - ・ 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
  - ・ 地域クラブ活動の実施主体等から認定取消の申出があったとき

## (5) 経過措置

- 部活動の地域展開に新たに取り組む市区町村等のほか、独自に地域クラブ活動の認定や指定等の仕組みを整備・運用している市区町村等においても、本ガイドラインに示す認定要件及び認定手続等に沿った地域クラブ活動の認定制度の導入や準備等に当たり、特に、2.「認定要件」の④「適切な指導の実施体制が確保されていること」及び⑥「適切な運営体制が確保されていること」などについては、地域クラブ活動が所定の要件を満たすのに一定の期間を要すると考えられることから、市区町村等が、当該地域クラブ活動の実施主体等に対して適切な指導助言等を行うことにより、原則として、令和8年度末まで※1に限り、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

※1 例えば、部活動の地域展開に新たに取り組む市区町村等において課題の検証等のために試行的に実施する場合など、特別な事情がある場合は、改革実行期間の前期が終了する令和10年度末まで、認定を受けたものとみなすことも可能とする。

## 4. 認定地域クラブ活動において期待される取組・体制等

- 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、次のような新たな価値の創出に向けた取組を行うことが期待される。
  - ・ 生徒のニーズに応じた多種多様な体験(一つの競技種目等だけに専念するのではなく複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、一つのクラブにおける多様な文化芸術活動の実施、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動を含む。)
  - ・ 生徒の個性・得意分野等の尊重
  - ・ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
  - ・ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
  - ・ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
  - ・ 学校段階にとらわれない継続的な活動(引退のない継続的な活動)及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導
  
- 団体としての賠償責任保険の加入対象が法人となっていることが多いことに加え、組織としての責任の明確化やガバナンスの確保の観点から、特定非営利活動法人や一般・公益社団法人、一般・公益財団法人等の法人格を有する運営団体※1が実施主体を統括する体制で運営することが期待される。

※1 さらに、市区町村等とパートナーシップを構築し、公益的な事業体としての役割を果たしていくために、活動実態や運営実態、ガバナンス等の要件を満たし、地域クラブ活動の運営団体を担っている団体を認証する日本スポーツ協会「総合型地域スポーツクラブ認証制度(部活動の地域展開タイプ)」において認証を受けた法人格を有する総合型地域スポーツクラブが運営団体として実施主体を統括する体制で運営することも考えられる。

## 5. 想定される認定の効果（認定地域クラブ活動が享受できるメリット）

○ 地域クラブ活動に関する認定制度を設けることにより、安全・安心な活動機会の提供や生徒・保護者等の関係者の理解促進等を図るとともに、認定地域クラブ活動に対して、次の取組を促進する※1。

① 生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供

- ・ 地域クラブ活動への参加促進のための学校と連携した生徒・保護者等に対するきめ細かな情報提供等※2（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）

② 地域クラブ活動の運営等への公的支援

- ・ 受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を踏まえた財政支援（経済的困窮世帯の生徒への支援を含む。）
- ・ 学校施設、公共スポーツ施設、社会教育施設等の優先利用、使用料の減免等
- ・ 学校備品等の活用、用具の保管スペースの確保

③ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業

- ・ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の積極的な許可

④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

- ・ 地方公共団体における大会開催地までの交通費・宿泊費の支援やスクールバスの活用（学校部活動参加生徒と同様に支援）
- ・ 認定地域クラブ活動の参加者の中学校体育連盟の主催大会等への円滑な参加（必要に応じた大会参加規程の見直し（引率者の資格要件等を含む。））

※1 地域の実情等に応じた、生徒の多様な選択肢を確保する観点から、上記①市区町村等による生徒・保護者等への情報提供を中心に支援する場合には、市区町村等が本ガイドラインに沿った活動とすることを担保した上で独自に緩やかな要件を満たした活動を登録する仕組みなどを別途設けることも妨げない。

※2 情報提供等の際に、認定地域クラブ活動については、例えば、「〇〇市認定地域クラブ活動」と表記することが考えられる。

## 地域クラブ活動に関する認定制度における 「2. 認定要件」の具体的な確認事項

①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

<確認事項>

- 生徒※1の自主的・主体的な参加による活動※2であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- 市区町村等が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること※3

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画・役割分担等の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※3 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

## ②適切な活動時間や休養日が設定されていること

### <確認事項>

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上 of 休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること※1
- 年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)や毎月の活動計画(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を策定し、公表していること

※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上 of 休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が 11 時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上 of 休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の地域クラブ活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。

## ③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

### <確認事項>

- 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

#### ④適切な指導の実施体制が確保されていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材(以下「指導人材」という。)が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること※1
- 市区町村等が定める研修を受講し、市区町村等に登録された指導人材が活動に携わること※2
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること※3

※1 日本版DBSの活用を含めて、指導人材による不適切行為の防止を徹底。

※2 研修の項目、指導人材の登録の仕組みなどについては、別紙2を参照。

※3 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市区町村等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

#### ⑤適切な安全確保の体制が確保されていること

<確認事項>

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数(WBGT)等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休憩時間水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること

- 市区町村等、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

## ⑥適切な運営体制が確保されていること

### <確認事項>

- 地域クラブ活動の実施主体等※1において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること※2
  - ・ 団体の目的
  - ・ 役員(代表、副代表、会計、監事※3)の選任・解任に関すること
  - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
  - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
  - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること※4
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

- ※1 運営団体・実施主体を全体として評価し、実質的に適切な運営体制が確保されていれば差し支えない。
- ※2 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断することも考えられる。
- ※3 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。
- ※4 地域クラブ活動の実施主体等が、非営利団体(特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人など組織構成員に利益を分配しない団体)ではなく、個人事業主や株式会社等の場合には、例えば、当該地域クラブ活動に係る収支計画書の提出を求め、参加費等の金額、人件費、諸謝金の単価等を確認し、営利を主たる目的としたものではないことを確認することが考えられる。なお、市区町村等が運営団体・実施主体となり地域クラブ活動を実施する場合において、市区町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、本確認事項は適用しない。

## ⑦学校等との連携が適切に行われていること

### <確認事項>

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等※1を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに情報を適切に管理すること※2
- 市区町村等が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等(小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等)を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市区町村等や学校との必要な連絡調整を行うこと

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくことが必要になると考えられる。

## 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度

### 1. 目的

この指導者登録制度(以下「本制度」という。)は、認定地域クラブ活動において、指導者による暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者が認定地域クラブ活動で指導を行うために必要となる登録や研修等に関する基準を示すものである。

### 2. 定義

本制度に基づき市区町村等が定める研修を受講し、市区町村等に登録された指導者を「認定地域クラブ活動指導者」と呼ぶものとする。

### 3. 研修

指導者登録に当たって、市区町村等が定める研修は、以下の内容に基づき定めることが考えられる。

#### (1) 対象となる研修(研修実施者)

- ① 市区町村等が自ら行う研修
- ② 当該市区町村が所在する都道府県が行う研修
- ③ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行う研修
- ④ 市区町村等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

#### (2) 研修の内容・実施方法

研修内容については、P17「地域クラブ活動指導者に求められる資質・能力例及び研修メニュー例」をもとに、市区町村等において具体的な内容を定めることが考えられる。

研修の実施に当たっては、対面方式のみならず、オンライン方式も積極的に活用して、一定期間ごと(例えば年1回等)に実施することが考えられる。なお、認定地域クラブ活動指導者自身が日常的・継続的に学び続けられるようオンデマンド方式による研修環境を整備することや、夏季に入る前の時期に熱中症予防に関する研修を行うこと、近隣地域等において事件・事故が起きた際にそれに対応した防止研修等を行うことも考えられる。

#### 4. 登録要件

次の全ての要件を満たす者を、市区町村等において、認定地域クラブ活動指導者として登録する。

- (1) 中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であること。具体的には、3. の市区町村等が定める研修を受講した者であること
- (2) 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- (3) 以下のいずれにも該当しない者
  - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
  - ③ 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

#### 5. 登録手続等

- (1) 認定地域クラブ活動指導者としての登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、市区町村等に対して登録申請書及び4. (2)の誓約書(以下「登録申請書等」という。)を提出するものとする。
- (2) 市区町村等は、登録申請書等の内容を確認し、要件を満たしている場合には、登録申請者に対して研修の受講案内を行い、研修の受講確認後、認定地域クラブ活動指導者としての登録を行うものとする。なお、3. (1)②～④のとおり、都道府県等が研修を行う場合には、当該都道府県等において、登録申請者の研修受講の確認後、市区町村等に対して報告を行うものとする。
- (3) 登録申請者が所属する運営団体・実施主体が決まっている場合には、運営団体・実施主体を通じて、登録申請者から市区町村等に対する登録申請書等の提出を行うことや、市区町村等から登録申請者に対する研修の受講案内等を行うことも考えられる。
- (4) 認定地域クラブ活動指導者は、登録事項等に変更があった場合には、速やかに市区町村等に報告するものとする。

## 6. 有効期間

登録の有効期間は、最長4年間(登録の効力の発生日の属する年度の翌々翌年度末(登録の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の有効期間の満了の日の翌日の属する年度の翌々翌年度末))の範囲内で、地域の实情に応じて市区町村等において設定する。

## 7. 経過措置

地域クラブ活動に関する認定制度の3.(5)に記載の経過措置を参照

## 8. 不適切行為への対応

### (1) 禁止される不適切行為

- ① 認定地域クラブ活動指導者は、認定地域クラブ活動の実施に関連して、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の不適切行為を行ってはならない。
- ② 上記のほか、暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有することを含め、各種法令違反等の行為や指導者としての地位の濫用等を行ってはならない。

### (2) 不適切行為への対応

- ① 認定地域クラブ活動指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、運営団体・実施主体等のルールに基づき、事案に応じた適切な対応を行うとともに、市区町村等に報告すること。なお、報告を受けた市区町村等において、必要に応じて、改めて事案の事実確認等を行うことも考えられる。
- ② 上記のほか、市区町村等に設置された通報・相談窓口等において、事案の事実確認等を行うことも考えられる。
- ③ 市区町村等においては、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、適切に、認定地域クラブ活動指導者に対する注意、登録取消等の措置を講ずるものとする。

## 地域クラブ活動の「運営団体」と「実施主体」の役割分担

【実行会議 最終とりまとめ(抜粋)】					
<p>「運営団体」…各地域クラブ活動を統括する団体 / 「実施主体」…個別の地域クラブ活動を実際に行う団体</p> <p>※ 一つの団体(体育・スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ等)が「運営団体」と「実施主体」の両者の役割を兼ね備える場合には、団体内の部署・機能として、「運営団体」は管理部門、「実施主体」は実施部門と捉えられる。</p>					
<p>運営団体・実施主体の体制等によって役割分担の在り方は多様であり、柔軟に連携・協力を行うことが重要。</p> <p>(例)パターン①…運営団体と実施主体を一つの団体が兼ねている場合    パターン②…運営団体が運営・管理業務、実施主体が実施業務を担う場合</p> <p>パターン③…運営団体が活動実施に向けた準備まで担う場合    パターン④…実施主体が運営・管理業務の一部まで担う場合</p> <p>※ 運営団体は各実施主体を統括するとともに運営・管理の中核部分に担うことは共通だが、これらのパターン以外にも多様な分担の在り方が想定</p>					
	主な役割	パターン①	パターン②	パターン③	パターン④
<運営・管理>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運営方針、運営計画の策定</li> <li>・ 実施主体の活動状況の管理、指導助言、相談対応</li> <li>・ 運営人材の確保・育成、運営業務の効率化</li> <li>・ 責任主体の明確化、危機管理マニュアル作成</li> <li>・ 保険加入状況や補償内容の確認</li> <li>・ リスク管理等の研修実施</li> <li>・ 収支計画の作成、会計・税務処理、労務管理</li> <li>・ 競技団体等への登録、大会・コンクールへの参加申込・運営従事</li> </ul>	運営 団体	運営 団体	運営 団体	運営 団体
<活動実施に向けた準備>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 活動計画作成 ・ スケジュール調整(日時・場所・指導者)</li> <li>・ 指導者、活動場所、移動手段、消耗品や備品等の確保</li> <li>・ 学校との連携・情報共有</li> <li>・ 入会手続、会費徴収</li> </ul>	運営 団体    実施 主体	実施 団体		実施 主体
<活動実施>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者・保護者との連絡(活動内容や出欠確認等)</li> <li>・ 安全確保の取組</li> <li>・ ニーズを踏まえた活動の実施</li> <li>・ 体験会の開催</li> </ul>		実施 団体	実施 団体	

## 地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて

- 地域クラブ活動の運営上の<sup>か</sup>瑕疵に起因する事故等については、地域クラブ活動の運営主体(市区町村、市区町村以外の団体)や、事故等の原因主体(団体、指導者、生徒)に応じて賠償責任主体や賠償制度・保険の取扱いが異なる。※法律や当事者の予期するような状態や性質が欠けていること
- 活動場所(市区町村立中学校等)の施設・設備の瑕疵に起因する事故等については、地域クラブ活動の運営主体等に関わらず、施設・設備の管理者である市区町村が賠償責任者となり、国家賠償法2条が適用される。

		(1)地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等			(2)活動場所 (市区町村立中学校等)の施設・設備の瑕疵に起因する事故等	
※ 【 】は賠償制度・保険の取扱い		①団体の瑕疵に起因	②指導者の瑕疵に起因	③生徒の瑕疵に起因		
地域 ク ラ ブ 活 動	運 営 主 体	市区町村	市区町村 【国家賠償法1条】	・市区町村 ・指導者(故意又は重過失の場合には市区町村から求償) 【国家賠償法1条】	生徒(保護者) 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	市区町村 【国家賠償法2条】
		市区町村以外の団体	団体 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」(法人対象)など	指導者(団体に雇用されている場合は団体も使用者責任を負う) 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	生徒(保護者) 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	
(参考)学校部活動		市区町村 【国家賠償法1条】 ※災害救済給付において免責特約(災害共済給付の額の制限において設置者の賠償責任を免れさせる特約)を付することが可能	・市区町村 ・指導者(故意又は重過失の場合には市区町村から求償) 【国家賠償法1条】※同左	生徒(保護者) 【民間保険】 ※災害共済給付では賠償責任保険は対象外。学校管理課の活動であり、「スポーツ安全保険」の対象外		

八幡浜市  
認定地域クラブ活動  
＜様式集＞

## 八幡浜市認定地域クラブ活動関係＜様式集＞

---

様式第1号	八幡浜市認定地域クラブ活動誓約書	…	1
様式第2号	八幡浜市認定地域クラブ活動申請書	…	2
様式第2号別紙	八幡浜市認定地域クラブ活動計画書及び浜っ子バス利用申込書	…	3
様式第3号	八幡浜市認定地域クラブ活動指導者兼役員名簿	…	4
様式第4号	八幡浜市認定地域クラブ活動認定要件確認書	…	5
様式第5号	八幡浜市認定地域クラブ活動会員名簿	…	6
様式第6号	八幡浜市認定地域クラブ活動認定通知書	…	7
様式第7号	八幡浜市認定地域クラブ活動不認定通知書	…	8
様式第8号	八幡浜市認定地域クラブ活動変更の届出書	…	9
様式第9号	八幡浜市認定地域クラブ活動休止の届出書	…	10
様式第10号	八幡浜市認定地域クラブ活動認定取消しの届出書	…	11
様式第11号	八幡浜市認定地域クラブ活動認定取消通知書	…	12
様式第12号	浜っ子バス利用申請書	…	13
様式第13号	八幡浜市認定地域クラブ活動指導者実績報告書	…	14
様式第14号	八幡浜市認定地域クラブ活動収支予算書	…	15
様式第15号	八幡浜市認定地域クラブ活動収支決算書及び会計監査報告書	…	16
様式第16号	対外運動競技（文化的活動）参加承認申請書	…	17
様式第17号	対外運動競技（文化的活動）参加結果報告書	…	18
様式第18号	八幡浜市認定地域クラブ活動指導者推薦書	…	19
	誓約書	…	20
参照1	地域クラブ活動規約（例）	…	21
参照2	「浜っ子バス」規程	…	23
参照3	「浜っ子バス」運行計画表（作成中）	…	24

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

八幡浜市教育委員会  
教育長 様

団体名  
代表者氏名

### 八幡浜市認定地域クラブ活動誓約書

八幡浜市認定地域クラブ活動を申請するに当たり、次の事項を誓約します。

（誓約事項）

- 1 八幡浜市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本誓約書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 教育委員会からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

八幡浜市教育委員会  
教育長 様

団体名  
代表者氏名

八幡浜市認定地域クラブ活動申請書

八幡浜市認定地域クラブとして、以下の内容で活動を行いたいので、関係書類を添えて申請します。

地域クラブ名		種目	
代表者氏名		生年月日	
代表者情報	住 所：〒 連絡先：(自宅) (携帯) E-Mail：		
参加者数	全体 名（うち、中学生 名）		
募集対象者	小学生未満	小学生	中学生 高校生 成人
活動日	(平日)	曜日	(週休日) 曜日 (国民の休日) 実施 実施しない 状況に応じて実施
休養日	(平日)	曜日	(週休日) 曜日
活動場所			
活動時間	(平日) :	~	:
	(週休日) :	~	:
	(国民の休日) :	~	:
受益者負担	○ 会費（参加費）	円/月 or 年	
	○ 保険費	円/月 or 年	
		円/月 or 年	
		合計	円/月 or 年
保険名			
添付書類	(様式第2号別紙) 八幡浜市認定地域クラブ活動計画書及び 浜っ子バス利用申込書 (様式第3号) 八幡浜市認定地域クラブ活動指導者兼役員名簿 (様式第4号) 八幡浜市認定地域クラブ活動認定要件確認書 (様式第5号) 八幡浜市認定地域クラブ活動会員名簿 (様式第14号) 八幡浜市認定地域クラブ活動収支予算書 (参照1) 地域クラブ活動規約（様式自由） 誓約書（指導者全員）		

様式第2号別紙

八幡浜市認定地域クラブ活動計画書及び浜っ子バス利用申込書【 月分】

団体名

活動時間＜（例） A：16：00～18：15 B：16：00～18：00 C：7：00～13：00＞

日	曜	主な行事等	活動時間	活動場所	バス利用希望（希望する○ 希望しない×）			
					平日		土曜日	
					往路出発	復路出発	往路出発	復路出発
					15:50	例 18:30	8:15	11:45
例	金	基礎練習	A	八幡浜中	○	○		
	土	練習試合	C	スポセン			×	×
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

様式第3号（第3条関係）

八幡浜市認定地域クラブ活動指導者兼役員名簿

団体名

1

氏名		性別		役職名	
住所	〒 八幡浜市				
連絡先	(自宅)		(携帯)		
メール		生年月日			
資格等					

2

氏名		性別		役職名	
住所	〒 八幡浜市				
連絡先	(自宅)		(携帯)		
メール		生年月日			
資格等					

3

氏名		性別		役職名	
住所	〒 八幡浜市				
連絡先	(自宅)		(携帯)		
メール		生年月日			
資格等					

4

氏名		性別		役職名	
住所	〒 八幡浜市				
連絡先	(自宅)		(携帯)		
メール		生年月日			
資格等					

5

氏名		性別		役職名	
住所	〒 八幡浜市				
連絡先	(自宅)		(携帯)		
メール		生年月日			
資格等					

〔記入上の注意〕

- 1 「役職名」欄は、代表（監督）、副代表（コーチ）、会計、監事などを記載
- 2 「資格等」欄は、指導に関するもので所有されている（取得予定は、取得予定年月日も）すべての資格を記載〔例：JSP0 コーチ1（バレーボール）など〕
- 3 浜っ子バスの利用を希望する地域クラブは、バス担当者を決め、その対応に当たる。  
バス担当者は、氏名の横に（バス担当者）と記載

八幡浜市認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

- ① 「I 八幡浜市地域クラブ活動整備方針」を遵守するとともに、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② 適切な休養日や活動時間が設定されていること
- ③ 活動の運営・維持に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

上記、要件を確認しました。

年 月 日

八幡浜市教育委員会  
教育長 様

団体名  
代表者氏名

年 月 日現在

八幡浜市認定地域クラブ活動会員名簿

団体名

No	氏名	学年	所属校	No	氏名	学年	所属校
1				16			
2				17			
3				18			
4				19			
5				20			
6				21			
7				22			
8				23			
9				24			
10				25			
11				26			
12				27			
13				28			
14				29			
15				30			
				例	八幡浜 一太郎	3	八幡浜中

- ※ 会員に変更（加入・脱退）等があった場合は、加除訂正したものを送信してください。
- ※ 学年が上の生徒から記入してください。
- ※ 記入欄が不足する場合は、行やページを追加してください。
- ※ 地域クラブ独自で、学年や所属校が分かるものであれば、クラブ独自の様式でもかまいません。

年 月 日

様

八幡浜市教育委員会  
教育長

八幡浜市認定地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付けで申請のあった八幡浜市認定地域クラブ活動の認定申請について、「八幡浜市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第5条第1項の規定により下記のとおり認定します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

3. 留意事項

(※必要に応じて記載)

年 月 日

様

八幡浜市教育委員会  
教育長

八幡浜市認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、八幡浜市認定地域クラブ活動の認定申請について、下記理由により認定しないこととしましたので「八幡浜市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 不認定の理由

八幡浜市教育委員会  
教育長 様

団体名  
代表者氏名

八幡浜市認定地域クラブ活動変更の届出書

年 月 日付けで八幡浜市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、「八幡浜市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 変更事項
3. 変更年月日
4. 変更内容 (新)  
(旧)
5. 変更の理由

八幡浜市教育委員会  
教育長 様

団体名  
代表者氏名

八幡浜市認定地域クラブ活動休止の届出書

年 月 日付けで八幡浜市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、活動を休止するため、「八幡浜市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 活動休止予定期間
3. 休止の理由

八幡浜市教育委員会  
教育長 様

団体名  
代表者氏名

八幡浜市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

年 月 日付けで八幡浜市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、「八幡浜市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第9条の規定により下記のとおり八幡浜市認定地域クラブ活動の認定取消しを申し出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 認定取消しの申出の理由

様

八幡浜市教育委員会  
教育長

八幡浜市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付けで八幡浜市認定地域クラブ活動として認定した（地域クラブ活動の名称）について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので「八幡浜市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第10条の規定により通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 認定取消しの理由

年 月 日

浜っ子バス利用申請書

中学校 年 組

団体(部活動)名

生徒氏名

保護者氏名

八幡浜市立中学校拠点校方式部活動及び八幡浜市認定地域クラブ活動に参加するために、下記の事項に同意の上、生徒輸送バス「浜っ子バス」の利用を申請します。

記

- 1 私事により、乗車する予定になっていたバスに乗車しない場合は、前日までにバス乗降管理アプリ「チャイムリー」を使って、バス運転手に必ず連絡をします。
- 2 以下の乗車マナーを守り、利用者全員が気持ちよく利用できるようにします。
  - ア 決められた発車時刻に間に合うようにします。ただし、直前に何らかの事由で乗車できなくなった場合は、自分（もしくは代理人）でそのことをバス運転手に伝えます。
  - イ 乗降時には、気持ちの良い挨拶を心がけます。
  - ウ 上級生、下級生の区別を付けず、互いに席を譲り合います。
  - エ 乗車したらすぐに席につき、走行中は安全な乗車を心がけます。
  - オ 降車後は、バスが立ち去ってから、周囲の状況を確認後、移動を始めます。
  - カ 決められた場所（八幡浜中学校、スポーツセンター、保内中学校）でのみ乗降します。
  - キ バス内での飲食禁止（水筒内の水分チャージは可）を守ります。
  - ク バス内を清潔に保ちます。
- 3 上記1、2が守れない場合は、バスの利用を行いません。

八幡浜市認定地域クラブ活動指導者実績報告書【 月分】

団体名

代表者氏名

印

回数	日	曜	指導内容	指導時間	備考
例	1	日	基礎練習	8:30 ~ 11:30	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					

※ 祝日や学校の振替休業日等に活動した場合は、備考欄に「祝日」「振替休業日」などの記入をしてください。

※ 適切な活動日数、活動時間を設定するようにお願いします。ただし、練習試合や大会などは、3時間を越えた活動時間になることも考えられます。そういうときは、2時間の練習を1時間半にしたり、平日4日の週を3日にしたりして、活動日や活動時間で調整を行ってください。

※ 本様式は、認定地域クラブAの団体が提出するものとします。

様式第14号（第13条関係）

年度 八幡浜市認定地域クラブ活動収支予算書

団体名

1 収入の部 (単位：円)

項 目	前年度予算	本年度予算	増 減	備 考
合 計				

2 支出の部 (単位：円)

項 目	前年度予算	本年度予算	増 減	備 考
合 計				

※ 行が足りないときは、自由に増やしてください。

年度 八幡浜市認定地域クラブ活動収支決算書及び会計監査報告書

団体名

1 収入の部 (単位：円)

項 目	本年度予算	本年度決算	増 減	備 考
合 計				

2 支出の部 (単位：円)

項 目	本年度予算	本年度決算	増 減	備 考
合 計				

※ 行が足りないときは、自由に増やしてください。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{収入} & & \text{支出} & & \text{残額 (次年度繰越金)} & & \\ ( & & ) - ( & & ) = ( & & ) \end{array}$$

上記のとおり、報告いたします。

年 月 日 会計 印

監査の結果、上記報告書に間違いがないことを報告いたします。

年 月 日 監事 印

対外運動競技（文化的活動）参加承認申請書

年 月 日

八幡浜市教育委員会教育長 様

団体名

代表者氏名 印

下記のとおり対外運動競技（文化的活動）に参加したいので承認されるよう申請します。

1 競技会（行事）の名称	
2 主催者名	
3 大会日時	年 月 日から（出発 日 時） 年 月 日まで（帰着 日 時）
4 場所	
5 出場選手名（学年）	
6 選手の健康状態	
7 引率者の職氏名	
8 経費の出所	
9 経費の内訳	

申請のとおりこれを承認する。

年 月 日  
八幡浜市教育委員会  
教育長

印

様式第17号（第15条関係）

対外運動競技（文化的活動）参加結果報告書

年 月 日

八幡浜市教育委員会教育長 様

団体名

代表者氏名

次のとおり対外運動競技（文化的活動）に参加したので結果報告をします。

1 競技会（行事）の名称	
2 主催者名	
3 大会日時	年 月 日から（出発 日 時） 年 月 日まで（帰着 日 時）
4 場所	
5 出場選手名（学年）	
6 選手の健康状態	
7 引率者の職氏名	
8 経費の出所	
9 経費の内訳	
10 競技（行事）の結果	
11 特記すべき事項	

年 月 日

八幡浜市教育委員会 様

八幡浜市認定地域クラブ活動指導者推薦書

氏 名	
住 所	
携帯番号	
スポーツ競技名 文化活動の種類	
推薦理由	
実績及び資格・免許等	

上記の者は、八幡浜市認定地域クラブ活動指導者として適格であるため、  
推薦します。

年 月 日

【推薦者】

住 所

氏 名

連絡先（携帯）

## 誓約書

私は、

- 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。

また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名（自署） \_\_\_\_\_

## 参照 1 (規約例)

### 〇〇クラブ活動規約

#### 1 目的

当クラブは、ただ単に、勝利だけを目的とするのではなく、生徒たちの活動意欲を満たすとともに、スポーツを通して学級や学年が異なる仲間とよりよい人間関係をつくり、個性の伸長や社会性の向上を図ることを目的とする。

#### 2 名称

当クラブは「〇〇〇〇クラブ」と称する。

#### 3 クラブ員

- (1) 当クラブは、〇〇〇競技を希望する市内の中学校 1 年生から中学校 3 年生までの生徒及びその保護者と指導に当たる成人等で構成する。
- (2) 当クラブへの入会は、入会者本人および保護者の連名、捺印による入会届の提出をもって行う。
- (3) 当クラブからの退会は、速やかに本人および保護者の連名、捺印による退会届の提出をもって行う。

#### 4 役員

当クラブには、保護者と指導に当たる成人等から次の役員を選任する。役員は、互選により決定する。

- 代表者 . . . . . クラブを代表する。
- 副代表者 . . . . . 代表者を補佐する。
- 指導者 . . . . . 技術指導を行う。
- 会計 . . . . . 会計及び会務を執行する。
- 監事 . . . . . 会計及び会務の執行状況を監査する。

※ 役員任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。

#### 5 総会

総会は、クラブ員全員の参加を原則とする。毎年〇月に総会を行う。総会では、以下の内容について承認・決定する。

- 代表者、監督、コーチ等の役員を選任、保護者代表の選任、承認
- 活動報告及び収支決算報告
- 活動計画及び収支予算案
- 規約の確認・承認
- その他

※ 会費徴収方法など

※ 保護者連絡方法の確認や正・副キャプテンの決定など

#### 6 活動場所

当クラブの活動拠点は、「〇〇中学校 体育館」とする。

#### 7 会費等

- (1) 入会時に、スポーツ安全保険料 800 円と当月会費〇〇〇円を徴収する。月途中の入

会であっても、当月分の会費は徴収する。

- (2) 会費は、一人〇〇〇円/月とする。徴収方法は、(徴収方法を記載)。
- (3) 大会参加費、遠征費、備品購入費などについて必要な時は、別途徴収を行う。

## 8 活動日時及び休養日

当クラブの活動は、以下のとおりとする。

- (1) 平日の活動は、月・火・木・金曜日の 16 時から 18 時の 2 時間とする。
- (2) 休日の活動は、土曜日の 8 時 30 分から 11 時 30 分の 3 時間とする。
- (3) 祝日の活動の有無等については、その都度、連絡を行う。
- (4) 休養日を以下のとおりとする。
  - ・ 水曜日と日曜日
  - ・ 定期テスト期間(テスト発表日からテスト終了前日)
  - ・ オフシーズン(8 月 11 日～15 日、12 月 29 日～1 月 3 日、3 月 30 日～4 月 2 日)
  - ・ 練習試合及び大会等で休養日に活動を行う場合は、代替日を別日に設定する。
- (5) 警報発令時は、両中学校が統一して配布している「非常変災時の対応について」に従う。

## 9 傷害保険

当クラブの活動に携わる全員が、「スポーツ安全保険」に加入する。保険料は、入会時に徴収する。

## 10 研修

クラブの代表者・監督・コーチ及び保護者有志は、年間最低 1 回は市スポーツ協会が主催する指導者研修会を受講し、暴力・暴言やハラスメントの防止に対する知識・理解を高める。

## 11 その他

本規約に記載されていないことについては、クラブ代表者が総会に決定する。

**【附則】** 本規約は、令和〇年〇月〇日より施行する。

## 参照 2

### 「浜っ子バス」 規程

#### (趣旨)

第 1 条 この規程は、八幡浜市が運行する地域クラブ活動支援のための生徒輸送バスの管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

#### (運行目的)

第 2 条 八幡浜市が設置する「浜っ子バス」は、地域クラブ活動に参加する生徒たちが活動場所と学校を安全に行き来し、意欲を持って主体的に活動し、個性の伸長や仲間との交流に積極的に取り組もうと活動を支援するために設置するものである。

#### (名称)

第 3 条 当バスを「浜っ子バス」と称する。

#### (運行地域及び利用者)

第 4 条 浜っ子バスを運行する地域は、次のとおりとする。

原則、八幡浜中学校、スポーツセンター、保内中学校を発着場所とする主要道路を走行する。

- 2 バスには、八幡浜中学校及び保内中学校に通学し、市内の地域クラブ活動に参加している生徒が乗車することができる。ただし、教育委員会が、特に必要と認める許可をした者はこの限りではない。

#### (利用手続)

第 5 条 浜っ子バスを利用しようとする者は、「浜っ子バス利用申請書」(様式第 12 号)を所属校長を通じて、教育委員会に提出しなければならない。

#### (バス運行計画)

第 6 条 市は、年間のバス運行計画を参照 3 のとおりとする。

#### (バス運休計画)

第 7 条 市は、年間のバス運休計画を参照 3 のとおりとする。

第 8 条 本規程は、拠点校方式部活動について準用する。この場合において、同条中「地域クラブ活動」とあるのは、「拠点校方式部活動」と読み替えるものとする。